

最終改正：令和元年10月8日漁業特定技能協議会・漁業分科会決定

漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則

漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第8条第4項の規定に基づき、漁業特定技能協議会・漁業分科会（以下「漁業分科会」という。）の運営規則を次のとおり定める。

（会長）

第1条 漁業分科会に会長を置く。

- 2 会長は、一般社団法人大日本水産会事業部長とする。
- 3 会長は、漁業分科会を代表し運営統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

（副会長）

第2条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務代行する。

（漁業分科会の開催）

第3条 漁業分科会の開催は以下のとおりとする。

- 一 漁業分科会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
- 二 会長は、事前に十分な時間的余裕をもって、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員（運営要領第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）を除く。）に漁業分科会の開催を通知するとともに、議題案を含む会議資料を事前に送付する。
- 三 漁業分科会の構成員以外の協議会の構成員は、漁業分科会に参加することができる。
- 四 漁業分科会の構成員で運営要領第3条第2号に規定する構成員は、所属する1号構成員を代表して、漁業分科会に出席する。
- 五 会長は、必要に応じて、漁業分科会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 六 やむを得ない事由等により書面決議を行う場合には、会長は議事の内容を記載した書面（電子メールを含む。）を構成員（1号構成員を除く。）に送付し、その意見を聴取し又は賛否を問うた上で、漁業分科会の構成員（1号構成員を除く。）全ての下承をもって会議の議事に代えることができる。

(事務局)

第4条 漁業分科会の事務局は、一般社団法人大日本水産会が担当し、その庶務を処理する。

(漁業分科会の協議事項の取扱い)

第5条 漁業分科会は、その協議の結果を協議会に報告するものとする。

(議事の公開等)

第6条 会議は、原則として非公開とするが、決定事項、会議資料及び議事要旨を公表する。

(運営規則の改正)

第7条 本運営規則の変更は、漁業分科会での協議により行うものとする。

2 本運営規則に定めるもののほか、漁業分科会の運営に必要な事項は、会長が漁業分科会に諮って定める。